



平成 26 年 5 月 20 日

各 位

上場会社名 株式会社 エヌアイデイ  
 代表者 代表取締役社長 鈴木 清司  
 (コード番号 2349)  
 問合わせ先責任者 常務取締役管理本部長  
 馬場 常雄  
 (TEL 03-6221-6811)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 20 日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 25 日開催予定の当社第 47 期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- 社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、広く適切な人材を得られるよう、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第 28 条（社外取締役の責任限定契約）および第 36 条（社外監査役の責任限定契約）を新設するものであります。  
 なお定款第 28 条（社外取締役の責任限定契約）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任議案の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするため、現行定款第 29 条および第 30 条を変更するものであります。
- 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(社外取締役の責任限定契約) 第28条 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
(員数) 第28条 (条文省略)	(員数) 第29条 (現行どおり)
(選任方法) 第29条 (条文省略)	(選任方法) 第30条 (現行どおり)
2 (条文省略)	2 (現行どおり)

<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(任期)</p>	<p>3 <u>当社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の補欠監査役を選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>第30条 (条文省略)</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>
<p>第31条～第34条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第32条～第35条 (現行どおり)</p> <p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第36条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第35条～第37条 (条文省略)</p>	<p>第37条～第39条 (現行どおり)</p>

### 3. 今後の日程

定款変更のための株主総会  
定款変更の効力発生日

平成 26 年 6 月 25 日 (水曜日)  
平成 26 年 6 月 25 日 (水曜日)

以上